

平成30年度税制改正その4

事業承継税制

I 概要

- 中小企業の事業承継を積極的に後押し
- 事業承継を行う際に、自社株式（非上場株式）に係る贈与税・相続税の100%を納税猶予
- 10年間の特例措置
- 5年以内に都道府県に対し「特例承継計画」を提出、10年以内に事業承継を実施

II 改正の内容

1. 全株式対象及び納税猶予割合 100%

【改正内容】

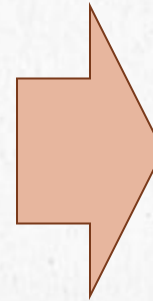
事業承継税制の対象となる承継会社の株式数の上限が撤廃。
全株式が適用可能。

相続税の納税猶予割合が
100%に拡大。

【効果】

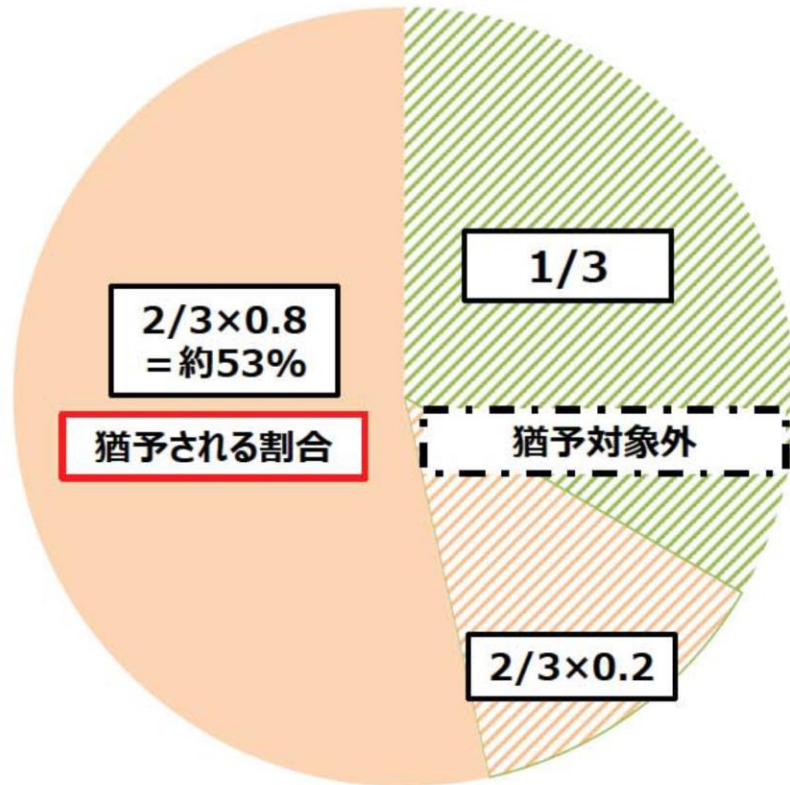
相続税の納税猶予割合は、現行制度では約53%だったものが100%へ。

税金の負担を気にすることなく事業承継できる。



改正概要

現行制度



現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、相続税の納税猶予割合は80%。そのため、実際に猶予される額は全体の約53%にとどまる



改正後

- ・対象株式数の上限を撤廃し**議決権株式の全てを猶予対象**とする。
 - ・**猶予割合を100%**に拡大。
- ⇒事業承継に係る金銭負担は**ゼロ**となる

中小企業庁「平成30年度事業承継税制の改正の概要」より

II 改正の内容

1. 全株式対象及び納税猶予割合100%

II 改正の内容

2. 雇用確保要件の実質的撤廃

【改正前】 事業承継後 5年間平均で承継当時の雇用の8割以上を維持できなければ、納税猶予は打ち切り。



【改正後】 雇用確保要件を満たさなくても納税猶予期限は確定せず、猶予された税額を納付しなくても継続できる。

雇用の8割以上が維持できない場合には、その理由を記載した書類を都道府県に提出する。

その理由が、経営状況の悪化や正当なものと認められない場合は、認定経営革新等支援機関から指導や助言を受けた内容を記載することが義務付けられています。

II 改正の内容

3. 後継者は3人まで対象を広げることが可能に

【改正前】 1人の先代経営者から1人の後継者への相続・贈与だけを対象に。



【改正後】

特例の後継者は、

- ① 当該特例承継計画※（今後、5年以内に都道府県に提出するもの）に記載された当該特例認定承継会社（事業承継をする会社）の代表権を有する後継者で、かつ
- ② 同族関係者と合わせて当該会社の総議決権数の過半数を有する者に限られる。また
- ③ 当該同族関係者のうち、当該会社の議決権を最も多く有する者。ただし、
- ④ 特例承継計画に当該後継者を2名や3名以上と記載すれば、**議決権数のそれぞれ上位2名、あるいは上位3名の者**まで広げることができます。
- ⑤ ただし、いずれも総議決権数の10%以上を有する後継者に限る。

※<特例承継計画> 認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画で、その事業承継会社の後継者や事業承継時までの経営見通し等が記載された計画

II 改正の内容

4. 先代経営者以外からの贈与もOK

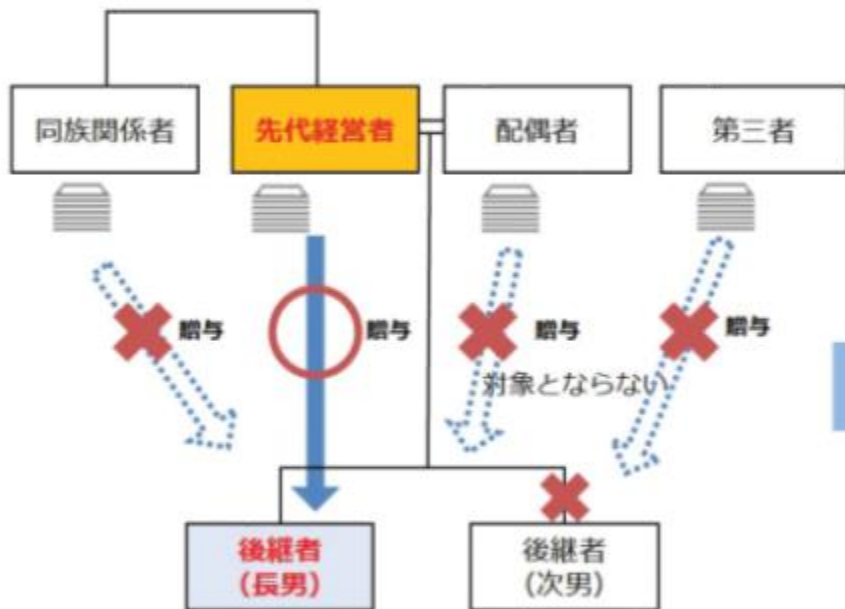
特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する場合も適用あり。

ただし、特例承継期間である5年以内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限る。

- 特例④の先代経営者以外からの贈与は、特例だけでなく現行の事業承継税制の対象となる。
- 現行制度も特例も、先代経営者からの贈与を皮切りに行われた一連の贈与を対象とする。
- 一連の贈与の最初は先代経営者に限られ、先代経営者より前の贈与は対象とならない。
- 先代経営者からの贈与と他の者からの贈与が別の年となる場合は別途、都道府県に申請する必要あり。

改正概要

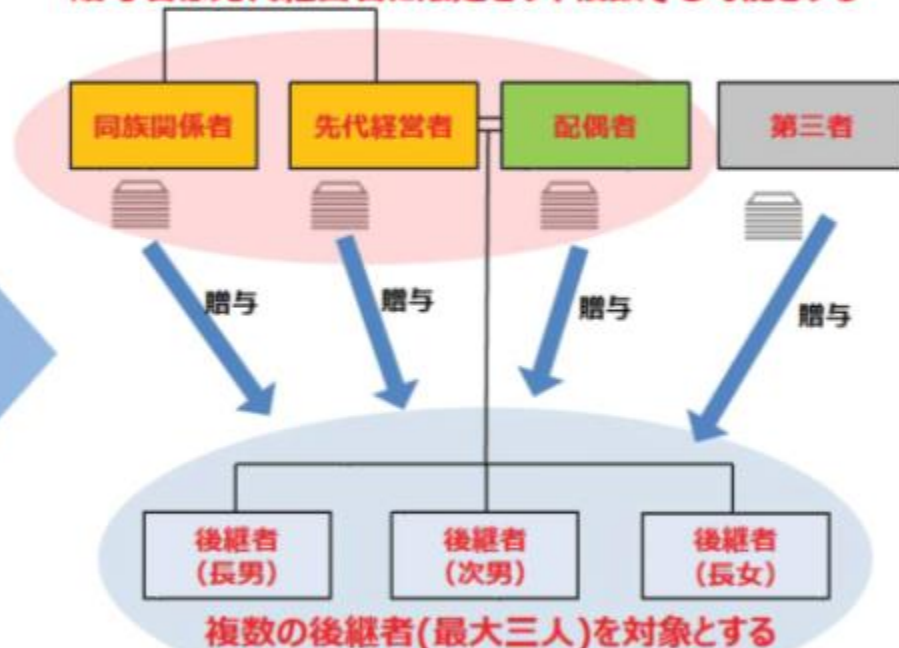
現行制度



1人の先代経営者から1人の後継者への贈与のみが対象

改正後

贈与者は先代経営者に限定せず、複数でも可能とする



複数の後継者(最大三人)を対象とする

※代表権を有しているものに限る
※複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。

中小企業庁「平成30年度事業承継税制の改正の概要」より

II 改正の内容

4. 先代経営者以外からの贈与もOK

Ⅱ 改正の内容

5. 相続時精算課税制度の適用範囲拡大

事業承継税制の対象とした非上場株式の贈与
⇒相続時精算課税制度の適用が可能（平成29年度税制改正）

3. 4の改正に伴い、

- 特例後継者が**贈与者の推定相続人以外の者**
（その年1月1日において20歳以上）
- 贈与者が同日に60歳以上の者

⇒である場合、相続時精算課税制度の適用可。

Ⅱ 改正の内容

6. 経営環境変化に応じた減免

【改正前】

後継者が株式を売却するなどして納税猶予が取消し
⇒ 事業承継時の株価を基に贈与税額・相続税額を納付

【改正後】

経営環境の変化により株価が下落する等
一定の要件※を満たす場合
⇒売却や廃業時の株価を再計算し、
事業承継時の価額との差額を減免

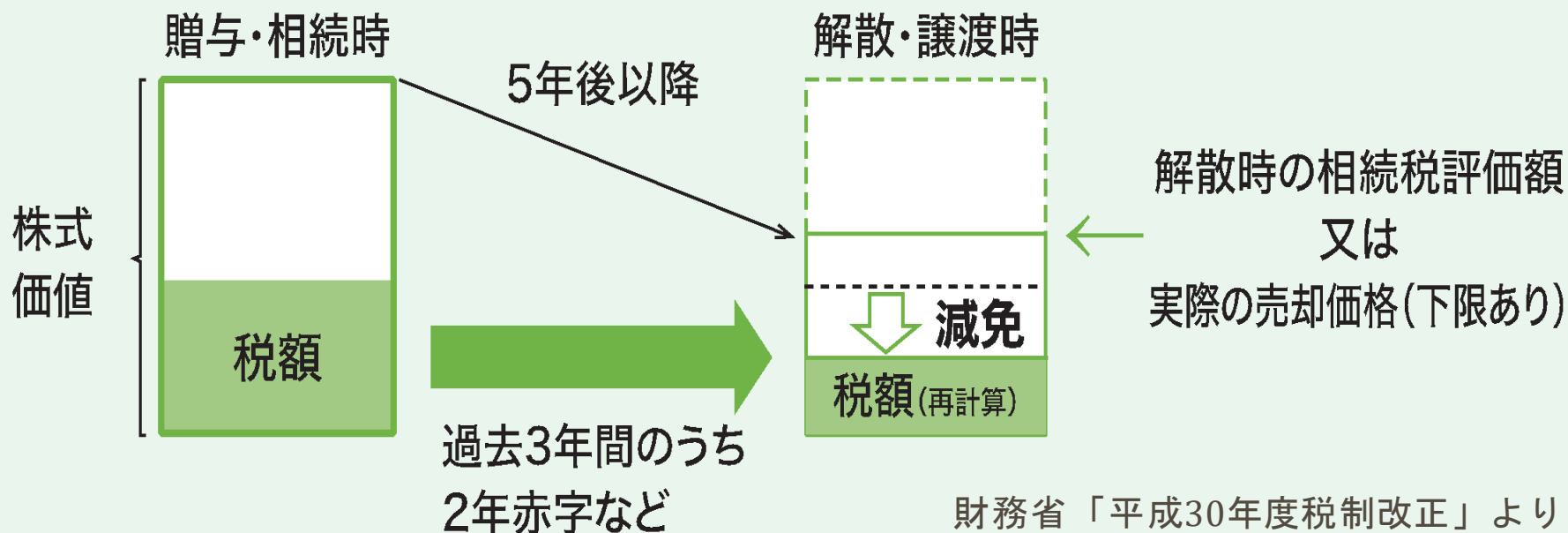
※ 経営環境の変化を示す一定の要件
⇒特例認定承継会社の赤字や売上減

※ 実際の売却価格が5割未満の場合は
さらに減免する措置あり。

承継後の負担の抜本軽減

～経営環境変化に対応した減免制度～

会社を譲渡 (M&A)・解散した場合には、税額を再計算 ⇒ 税負担に対する将来懸念を軽減



II 改正の内容

6. 経営環境変化に応じた減免

Ⅲ 適用関係

- 2018年（平成30年）4月1日～
2023年（平成35年）3月31日までの間に

- 特例承継計画（後継者や承継時までの経営見通し等を記載）を都道府県に提出し、経営承継円滑化法12条1項の認定を受ける（特例認定承継会社）

- 非上場株式

- 2018年（平成30年）1月1日～
2027年（平成39年）12月31日までの間に
贈与や相続等により取得する財産に係る
贈与税や相続税に適用。

【特例制度と認定支援機関】

- 事業承継税制の特例は、税理士や公認会計士、金融機関等が認定を受ける2万件余りの経営革新支援機関（認定支援機関）の関与がなければ受けられない。
- 特例の前提となる**特例承継計画**は認定支援機関の指導や助言を受けた**会社**が作成する。
- 2. の雇用確保要件を満たさない場合は認定支援機関の意見（経営悪化等の場合は認定支援機関の指導や助言の内容）が記載された書類が提出されないと納税猶予は継続しない。